

2022年12月27日

北海道知事 鈴木直道 様

特定非営利活動法人 DPI 日本会議 議長 平野みどり  
DPI 北海道ブロック会議 議長 我妻 武

## 知的障害のあるカップルへの不妊手術に関する要請

私たち DPI（障害者インターナショナル）日本会議は全国 92 の障害当事者団体から構成され、障害の種別を越えて障害のある人もない人も共に生きるインクルーシブな社会（共生社会）の実現に向けて活動しています。

私たちは障害当事者の立場から、「不良な子孫の出生防止」を目的とした旧優生保護法問題に対し「優生手術は障害者の生殖の権利に対する人権侵害であり、1996 年以降の母体保護法改正の後にも障害者への偏見・差別を根付かせたことを国は反省し、再発防止策を講じるよう 20 年以上前から訴えてきました。

しかし、報道によると「社会福祉法人あすなろ福祉会」は、グループホームの利用にあたり知的障害のあるカップルが結婚や同棲を希望する場合に男性はパイプカット手術、女性は避妊リングを装着する不妊処置を 20 年以上前から条件化していたとのこと。

そして、このような重大な人権侵害を行いながら、樋口英俊理事長は、「(子どもが) 養育不全になった時に誰が責任を取るのか。生まれてくる命の保証はしかねる」と自らを正当化しています。

こうした障害者権利条約の理念や障害福祉施策の方向性を全く無視する社会福祉法人の最高責任者の発言には、強い憤りとともに恐怖すら感じます。

また、強制ではなく本人たちの選択とする主張の背景には、不妊手術か退所かを選択させていることは、実質的に同意を強要してきたものといえます。更に、当該法人は虐待により過去 2 度の行政処分を受けており、2020 年 3 月には同法人が運営する就労支援施設のトイレで、知的障害のある女性が一人で当該法人の元職員との間でできた子どもを出産、死なせてしまうという事件が起きています。

こうした事件の背景には、障害者を一人の人間として尊重せず、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス・ライツ）」を否定しているものであり、極めて大きな問題であるといえます。

つきましては、当該法人に対しては、関係者の処分をはじめ、厳しく指導すること及び同様の問題の有無の確認や再発防止をするために下記のとおり要請します。

なお、年末年始のご多忙な時期に誠に恐縮ですが、要請内容に対する対応及び考え方について、2023 年 1 月 10 日までにご返答を頂けますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 「社会福祉法人あすなろ福祉会」への調査と指導について

- (1) 事実関係と対象となった障害者（退所を選択した障害者を含む）の心理及び健康面での状況に関する調査を実施すること。
- (2) 対象となった障害者が同意したとされる背景（退所か避妊の選択）に対する本人たちの受け止め方を確認すること。

- (3) 当該法人における虐待防止や意思決定支援等、障害者の権利についての職員研修等の実施状況を確認すること。
- (4) 障害者の人権保護及び権利擁護の視点と社会的な影響を考慮して処分及び指導を実施すること。

## 2. 再発防止に向けた取り組みについて

### (1) 調査と検討について

- ①同様の問題が生じていないのか道内の全ての居住系施設を調査し、その結果を公表すること。
- ②実効性ある調査となるよう内容や方法について協議の場を持つこと。
- ③再発防止とそのための方針を検討するために障害当事者（特に障害女性及び知的障害者）をはじめとするステークホルダーにより構成する「(仮称)再発防止と障害者の権利擁護を推進するための検討会」を設置すること。

### (2) 「(仮称)再発防止と障害者の権利擁護を推進するための検討会」の役割について

- ①障害者の「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス・ライツ）」の普及を図る
- ②障害者に包括的性教育を保障する。
- ③障害者が、子どもをもつかもたないか、いつ何人もつかを自ら選ぶことができる情報と手段を提供する。

### (3) 研修の実施について

- ①各種機会を通じて、すべての障害福祉サービスを提供している法人等の理事長及び施設長を対象として「障害者の性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス・ライツ）」と「どこで、誰と、どのような生活をするのかを決めるのは、障害者自身であり、決めるためや実現するための支援等を本人主体で提供することが、障害福祉サービスの基本」であることを徹底する研修の受講を進めること。
- ②すべての障害福祉サービスを提供している事業所が実施する職員研修に、同様の内容を踏まえた実施を進めること。
- ③研修講師については、障害当事者及び弁護士等を含めること。

## 3. 障害者の子育て支援について

- (1) 子ども・子育て支援に関する制度を障害者の障害の状況を考慮して障害者も容易に利用できるようにすること。
- (2) 障害福祉施策として障害者の子育てを支援するために現在の制度の利用要件の改善と必要に応じて新たな制度の創設を国に求めること。

(事務局)

〒063-0814

札幌市西区琴似4条5丁目2-20-901

DPI 北海道ブロック会議

TEL :011-633-5055 FAX: 011-676-5231

E-mail : info.hokkaido@dpi-japan.org

HP : <http://www.dpi-japan.org/hokkaido/>